

議案第 5 2 号

筑西市医師修学資金貸与条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 4 日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

筑西市医師修学資金貸与条例（平成 2 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「という。）において」の次に「市長が特に充実する必要があると認める診療科（以下「指定診療科」という。）の」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（指定病院等）

第 2 条 指定病院及び指定診療科は、それぞれ市規則で定めるところによる。

第 3 条第 1 号中「指定病院」を「指定病院の指定診療科」に、「勤務」を「勤務（以下「指定勤務」という。）」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 3 号中「指定病院の医師として勤務」を「指定勤務」に改める。

第 11 条第 4 号中「指定病院に勤務」を「指定勤務」に改め、同条第 5 号中「指定病院において勤務」を「指定勤務」に改め、同条第 6 号中「指定病院で勤務」を「指定勤務」に改める。

第 12 条第 1 項各号列記以外の部分中「指定病院において医師（非常勤の者を除く。）として勤務」を「指定勤務」に改め、同項第 1 号中「指定病院における勤務」を「指定勤務」に改め、同号イ中「指定病院において勤務」を「指定勤務」に改め、同条第 2 項中「被貸与者が指定病院」の次に「の指定診療科」を加え、「指定病院における」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年度以後に募集する修学資金の貸与について適用する。